

### <祈りのために>

「その地方で羊飼いたちが野宿をしながら、夜通し羊の群れの番をしていた。すると、主の天使が近づき、主の栄光が周りを照らしたので、彼らは非常に恐れた。天使は言った。「恐れるな。わたしは、民全体に与えられる大きな喜びを告げる。今日ダビデの町で、あなたがたのために救い主がお生まれになった。この方こそ主メシアである。あなたがたは、布にくるまって飼葉桶の中に寝ている乳飲み子を見つけるであろう。これがあなたがたへのしるしである。」すると、突然、この天使に天の大軍が加わり、神を賛美して言った。「いと高きところには栄光、神にあれ、地には平和、御心に適う人にあれ。」

天使たちが離れて天に去ったとき、羊飼いたちは、「さあ、ベツレヘムに行こう。主が知らせてくださったその出来事を見ようではないか」と話し合った。そして急いで行って、マリアとヨセフ、また飼葉桶に寝かせてある乳飲み子を探し当てた。その光景を見て、羊飼いたちは、この幼子について天使が話してくれたことを人々に知らせた。聞いた者は皆、羊飼いたちの話をも不思議に思った。しかし、マリアはこれらの出来事をすべて心に納めて、思い巡らしていた。羊飼いたちは、見聞きしたことがすべて天使の話したとおりであったので、神をあがめ、賛美しながら帰って行った。(ルカによる福音書2章8-20節)

神が御子の誕生を知らせるべく、まず選んだ人々が羊飼いであったのは意義深いことです。彼らは「御心に適う人」でした。しかし彼らは、突然主の栄光に照らされて恐れしました。天使は受胎告知をしたマリアに対する言葉と同じく「恐れるな」と呼びかけます。なぜなら、これから告げることは、ユダヤの民全体に対する「大きな喜び」だからです。民はメシアの到来を待ち望んでいました。それが今日ダビデの町で起ったと言うのです。御子はベツレヘムでお生まれになりました。天使が告げた、羊飼いたちに与えられるしるしは「布にくるまって飼葉桶の中に寝ている乳飲み子」です。あなたがたはそれを見つけるだろうと言われ、羊飼いたちはベツレヘムに向かいました。天の軍勢が言った「いと高きところには栄光」という賛美はロバの子に乗ってエルサレムに入城した主イエスに対して人々が賛美した言葉でもあります。彼らは「天には平和」と歌いましたが、天の軍勢は「地には平和」と歌います。「御心に適う人にあるように」と。主イエスは地上に平和をもたらすために来られました。しかし「平和の君」は地上に平和を作り出すために「苦難の僕」とならねばなりません。真の平和は、罪なき神の御子の死によって、それも十字架の死によってのみ、成し遂げられるのです。なぜなら、真の神であり、真の人である方の完全な犠牲だけが、人間の罪の完全な贖いとなるからです。主イエスの死によって、神と人との間に和解が、人と人との間に平和が実現します。

羊飼いたちは天使が告げたとおりで、飼葉桶の中に寝かせてある乳飲み子を探し当てました。私たちも、この最も貧しいお姿で来られた主イエスを、十字架の上に見上げなければなりません。そこに、神の子羊としての主イエスを、また「神の栄光」を見出さねばなりません。主イエスは自らを犠牲としてささげ、「主よ、彼らをお赦しください」と祈ることによって、人間の全ての敵意を十字架にかけて滅ぼしてくださったからです。乳飲み子の姿に「救い主のしるし」を見た羊飼いたちが「幼子について天使が話してくれたことを人々に知らせた」ように、私たちも、神は人と成られた出来事とその意味を福音として人々に宣べ伝えましょう。人間の罪の赦しが真の平和をもたらす「大いなる喜び」であることを。それをもたらす救い主イエスを。

### <祈り>

主よ、世界の人々は今、真の平和を祈り求めています。あなたの御子だけが真の平和をもたらす救い主であることを、教会がたゆまず伝えることができますように。 桑広国(函館相生教会牧師)

## 新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む (19)

小塩海平 (東京告白教会長老)

**Q18** キリスト教会は、「平和」をどのように考えてきたのでしょうか？

**A18** キリスト教の平和についての考え方は、大きく分けると、正義のための戦争はあり得るという「義戦論（正戦論）」と、いかなる武力も否定する「絶対平和主義」の二つがあります。実は、教会の約2000年の歴史で最初期を除けば、主流だったのは義戦論です。義戦論の行き過ぎた例に、中世の十字軍などがありますが、宗教改革以降も、主流は義戦論でした。

プロテスタント教会は、教会と国（公権力）は、共に神の主権のもとにあると理解し、国とその秩序を守るための力を認め、それを監視する枠組みを設けてきました。宗教改革後の代表的な信仰告白である「アウグスブルク信仰告白」（1530年）では、市民的秩序は神のよき業であるので、キリスト者が公職に就くことや経済活動、婚姻等と並んで「正しい戦争に従事し、兵士として行動」することを認めています（第十六条）。「ウェストミンスター信仰告白」（1647年）にも、「新約のもとにある今でも、正しい、またやむをえない場合には、合法的に戦争を行なうこともありうる」と言い表しています（第二十三章）。

このように、プロテスタントの主な教派は、正義の戦争を認め、それを基本的な教理を言い表す信仰告白の中に位置づけていました。これは、戦争に歯止めをかけることを目的としていましたが、歴史の中では義戦論が自己正当化と結び付き、神の名によって無用な戦争を繰り返してきたことは否めません。

一方、「絶対平和主義」を標榜したのは、再洗礼派（アナ・バプテスト）と呼ばれたグループです。聖書に立ち返って、キリストの弟子として生きることを強調し、教理にこだわらずに隣人愛などの実践を重んじました。兵役拒否や平和思想は、こうした生き方の一環です。しかし「より良い生き方」を目指すだけであれば、キリスト教である必要はないという、救いの相対化に陥る可能性があります。こうした傾向は、教会の教理や教職制度にとって脅威とされました。さらに国などの社会秩序を重んじることもしなかったため、教会や社会の秩序を乱すものと見なされ、プロテスタントの主な教派からも迫害されました。

現在は戦争の概念が変わり、20世紀の二度の大戦を経て、義戦論は再考されつつあります。また再洗礼派系のグループによる良心的兵役拒否は、欧米を中心に認知されてきました。それでもなお、その欧米のキリスト教社会では、義戦論が声高に唱えられています。

日本の教会の場合、内村鑑三の非戦論や、少数の兵役拒否の例はありますが、教会全体としては、義戦論と絶対平和主義のいずれについても、これといった実践がなく今日に至っています。そのため、キリスト教の歴史的背景よりは、憲法第九条との相性の良さもあって、絶対平和主義を志向する教会が多いようです。

義戦論と絶対平和主義の、どちらが正しいかを判断するのは容易ではありません。しかし、地に足の着いた議論をするためには、このような背景や限界をわきまえる必要があります。そして義戦論に立つ欧米の国々の力の論理が行き詰っている今日、平和について苦悩し模索することは、私たち日本の教会に与えられた特有の使命ではないでしょうか。

**新Q18-1** 「平和」について考えるだけでよいでしょうか。

**新A18-1** 考えるとともに、祈り、行動することが求められていると思います。マタイ 5:9に「平和をつくり出す人は幸いである。彼らは神の子と呼ばれるであろう」とあります。平和は思考の対象であるよりは、つくり出すべきものであり、それが神の子としての証となるのです。平和をつくり出すことは、イエス・キリストに従うことであり、苦難のしもべとして歩むことを意味します。世界のあちらこちらで戦争が行われているときに、自分たちだけが安全・安心を享受しながら平和を考えていればよいなどということは、ありえません。

**新Q18-2** 平和をつくり出すには、私たちは、あまりに微力ではないでしょうか。

**新A18-2** 主は続くマタイ 5:13-14で「あなたがたは地の塩、世の光である」といわれました。塩も光も極少量でその役割を果たします。恐れずに、御言葉を証する歩みを続ければよいはずです。

**新Q18-3** 「平和」の対義語は「戦争」であるよりも「無関心」だといわれます。自らの無関心を打破するためには、どうすればよいでしょうか。

**新A18-3** 「われらの日用の糧を今日も与えたまえ」と祈るとき、この「われら」は自分の近い家族や教会の兄弟姉妹だけを意味するのではなく、ガザやウクライナで苦悩している小さな人々をも含むはずで、また「われらの罪をも赦したまえ」と祈るとき、この「われら」には、かつての戦争に加担した私たちの前の世代も含まれるでしょう。主はマタイ伝の最後で「見よ、わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいるのである」と約束されましたが、ここでいわれる「あなたがた」は、主イエス・キリストの御支配の拡がりに対応しています。つまり私たちが「われら」という主語で祈るとき、そこにはキリストの約束の確かさ、御支配の力が伴うのです。御国の到来を待ち望みつつ、主の名によって平和を祈ることが、無関心を打破することになるのだと思います。

## 辺野古基地に関する最高裁の判決

川越弘（沖縄伝道所）

2023年9月4日、最高裁判所第1小法廷において、裁判長は「国の指示は適法」だと判断して、沖縄県の上告を退け、県が提起した「辺野古設計変更申請不承認」の敗訴が確定しました。その訴訟とは、辺野古新基地埋め立て予定地に、水深90mと区域全体の7割を占める軟弱地盤が見つかったために、沖縄防衛局は地盤の改良工事を進める設計変更を、沖縄県に申請したことにあります。県は「軟弱地盤に関連した重要な地点の調査とその対策が見られない」ことを指摘して、「不承認」としました。それに対して沖縄防衛局は、国土交通省に審査請求をしたところ、国土交通省は承認を求める「是正の指示」を沖縄県にしたのです。それに対して県は、国による「是正指示の取り消し」を求める訴えを起こしましたが、最高裁は「国の指示は適法」だとしたのです。しかしここで問題となるのは、裁判長が法的な根拠に基づく判断をしていないのではないかということです。その問題点は二つあります。

一つは、国土交通省が地方自治法に基づいて「是正を指示」したことを、最高裁が「適法」と判断したことにあります。その地方自治法とは「地方自治法255条2第一項1号条文」のことです。そこには「法定受託事務に係る処分又は不作為に不服のある者は、…行政不服審査法による審査請求をすることができる」と規定されています。「行政不服審査法」とは、公権力の行使に対して「国民（私人）の権利利益の救済を図る」（行政不服審査法の目的）ものです。沖縄防衛局は、その「地方自治法」と「行政不服審査法」を基にして国土交通省に監査請求し、国土交通大臣は沖縄県の不承認を取り消したのです。問題点は、沖縄防衛局が国側の立場でありながらも、国民の権利利益の救済を図る「行政不服審査法」を、国土交通省に監査請求をしたことにあります。「行政不服審査法」は、国の関与を除外する法です。それゆえ、防衛局も国も最高裁もこの法を犯していることとなります。

二つ目は、沖縄県が「軟弱地盤に関連した重要な地点の調査が行われていない」と指摘したにもかかわらず、国（国土交通大臣）が実質的な調査も判断もしないで県に指示したことに、最高裁が「国土交通大臣の指示は適法」という判決を降したことにあります。

その判決を受けて、大臣は知事に「改善勧告」をしました。知事がそれに従わないので、大臣は「指示」をしました。知事が従わないので、高裁の命令を請求したのです。知事がそれにも従わないので、「大臣が知事の代わりに変更を承認する処分」（国の代執行）が結審されたのです。

11月5日（日）、代執行訴訟係争中の玉木デニー知事を支持する「国による代執行を赦さない！ デニー知事と共に地方自治を守る県民大集会」（1800人）が開かれました。そこで知事は「仮に（裁判に）負けても、辺野古基地を止めろという民意は消えない。軟弱地盤が広がる大浦湾の工事が始まれば絶対にトラブルは起こり、県民に怒りが表出する」（沖縄タイムス11月6日）と語りました。知事は、国と話し合いをして基地問題を進めて行きたいという強い願いを持っています。11月23日（木）には、万人単位の「県民大集会」が開催される予定です。

私も最高裁の判決後、知事にハガキを出しました。「玉木デニー知事様、辺野古・設計変更申請を承認しないでください。承認した場合、選挙公約違反となり、県民を裏切ることとなります。投票で反対の意思を表明した72%の県民を敵に回すこととなります。この最高裁の判決は地方自治法崩壊の始まりです。全国の地方自治体にその毒が回るでしょう。変更申請を承認しないことは、沖縄県民と日本国民の民主主義の崩壊をくい止める役割を担うこととなります。ぜひとも利権を捨てて、沖縄と日本の自立と独立のために闘ってください」と訴えました。

## <ニュース>

### ○関東大震災の虐殺、「特定歴史公文書」の保管認める 防衛省や外務省

関東大震災での朝鮮人らの虐殺事件をめぐる公文書の扱いについての質疑が17日、参院災害対策特別委員会であった。防衛省や外務省などの担当者は、各省庁に保管されている記録資料がそれぞれ公文書管理法上の「特定歴史公文書」にあたりと認めた。

特定歴史公文書は、歴史的に重要な文書として原則、永久保存が義務づけられている。この日質問に立った立憲民主党の杉尾秀哉氏が挙げたのは、当時の警察を所管した内務省警保局長の電信文（防衛省防衛研究所）▽朝鮮人を殺傷した者の恩赦について決めた閣議決定（国立公文書館）▽中国人殺傷について慰謝金を払う方針を現地公使に伝える電文（外務省外交史料館）などだ。

ただ、政府は事件について「政府内で事実関係を把握することのできる記録が見当たらない」との見解を繰り返している。後略（朝日新聞 2023.11.18）

### ○白梅同窓会解散へ 平和のバトンを後世に

「私たちは、戦争を知らない世代に強く訴えます。戦争は、知らず知らずのうちに国民を巻き込んで行くものです。後から来る総ての皆さんは、決して、私たちと同じ轍を踏んではなりません」

白梅同窓会発刊「平和への道しるべ～白梅学徒看護隊の記録」の一節には、沖縄戦で生き残った元学徒たちから、今へ生きる人々への思いが切々とつづられている。

県立第二高等女学校（二高女）の同窓生でつくる「白梅同窓会」が63年の活動に幕を下ろす。

発足は1960年。沖縄戦に動員された「白梅学徒隊」の生存者を中心に、「白梅之塔」の再建や慰霊祭、戦争体験の手記の発刊など継承活動に取り組んできた。

総会には、多い時で関係者400人近くが参加した。しかし高齢化などを理由に減少しており、今後解散へ向け手続きを進めるといふ。これまでの活動に心からの敬意を表したい。

白梅学徒隊は45年3月6日、4年生56人が第24師団衛生看護教育隊に編入。旧東風平町富盛（現八重瀬町）にあった第一野戦病院に配属され、22人が犠牲になった。

「生きたままの人間の集団が、（艦砲の）轟音と共に手、足、首、胴体が飛び散るのを目撃した」「私たち学徒は主に手術の時のローソク持ちをした。ほとんどの患者が手足の切断であった」

同窓会が初めて隊員の語りを記録した本を出版したのは戦後50年がたったころだ。凄惨（せいさん）な体験を語るにはそれだけの時間を要したのである。

戦時中に二高女がたどった歩みは当時の戦況と重なる。

44年10月10日、沖縄の島々を初めて襲った本格的な「10・10空襲」で那覇市久米にあった校舎が全焼。それをきっかけに多くの生徒たちが県外へ疎開した。残った者は各地の陣地構築に泊まり込みで出かけるように。旧日本軍の要請により看護教育を受けることになったのは、米軍の上陸約1カ月前のことだった。

<編集後記> 2023年の初め、ウクライナ・ロシア戦争がこれほど深刻化し、さらに加えて、イスラエル・パレスチナ戦争が勃発するなど、想像すらできませんでした。降誕節を迎えるにあたり、御国の到来を祈らずにおられません。K.K

「戦争」はいつ始まり、どのような経緯をたどるのか。それは生活にどう影響するのか。戦争を避けるにはどうすればいいのか。

ロシアによるウクライナ侵攻や、ガザの危機など世界情勢が複雑化する今、沖縄戦の教訓から学ぶことは多い。

同窓会は今後、遺族やボランティアらでつくる「白梅継承の会」が引き継ぐという。白梅が残してきた「平和への道しるべ」を後世につなぐ活動を期待したい。後略（沖縄タイムス社説 2023.11.14）

### ○韓国の元慰安婦ら訴訟、日本政府に賠償命じる ソウル高裁が一審破棄

旧日本軍の元慰安婦ら16人が日本政府に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が23日、韓国のソウル高裁で言い渡された。一審判決は国家には他国の裁判権が及ばないとする国際法上の原則「主権免除」を認め、原告の請求を却下していたが、控訴審判決は一審判決を破棄し、日本政府に賠償金の支払いを命じた。（朝日新聞 2023.11.23 ソウル=太田成美）

### ○岸田首相弔意、政教分離で波紋 政府「前ローマ教皇にも」一池田氏死去

岸田文雄首相が宗教法人・創価学会の池田大作名誉会長の死去に弔意を示した対応が波紋を広げている。SNS上では憲法が定める政教分離と関連付けて疑問視する意見が続出。松野博一官房長官は20日の記者会見で「個人としての弔意」と説明し、問題はないとの認識を示した。

首相は18日、自身のX（旧ツイッター）に内閣総理大臣の肩書を添えて「深い悲しみに堪えない。国内外で平和、文化、教育の推進に尽力し、歴史に大きな足跡を残された」と投稿。自民党総裁としても同じ内容のコメントを出した。

19日には東京・信濃町にある創価学会本部別館を弔問に訪れ、原田稔会長らと面会。現職の首相が学会施設を訪れるのは異例だ。池田氏は学会を支持母体とする公明党の創立者で、連立政権を組む同党に配慮したとみられる。

SNSでの指摘に対し、松野氏は「個人として哀悼の意を表するため、首相個人のアカウントで弔意を示した」と強調。昨年12月に前ローマ教皇ベネディクト16世が死去した際も首相は弔意を表したと説明した。

自民党中堅も「問題ない」と擁護。立憲民主党は、泉健太代表名で弔意を示すコメントを発表しており、特段問題視していない。立民幹部は「創価学会の政治への近さは、他の宗教法人とは全然違う」と述べ、首相の対応に影響したとの見方を示した。

憲法20条は「国やその機関が宗教的活動をしてはならない」、同89条は「公金を宗教上の組織のために支出してはならない」と規定。国家が特定の宗教と関わるべきではないとする政教分離原則の根拠となっている。（時事通信 2023.11.20）

827号ヤスクニ通信 2023年12月10日  
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会  
発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）